

「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）」のあり方(中間案)
パブリックコメントの概要

1 意見募集期間 令和2年10月15日（木）～令和2年11月13日（金）

2 意見数 683（354通）

3 項目別意見数

【項目】	【意見数】
・ 全般	142
・ パートナシップ制度に関するもの	226
・ 性自認に関するもの	42
・ (1) 条例の目的・めざす社会	43
・ (2) 基本理念（社会実現のための施策のあり方・共通認識）	75
・ (3) 責務・基本計画について	62
・ (4) 基本的施策について	93
計	683

4 主な意見概要と県の考え方

（次ページ以降のとおり）

「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例(仮称)」のあり方(中間案)に対する意見募集 結果概要

項目	件数	主なご意見の概要	県の考え方
全般	142	<ul style="list-style-type: none"> ・「性の多様性も含めた多様性の尊重、多様性を認め合う、多様な生き方が選べる社会」といった文章を入れていただきたい。 ・個人の人格や生き方を決めつけないためにも、「多様性」という言葉を使っていたらいい。 ・共生社会づくりに向けては、「認知・受容」が重要であると考えます。 ・全ての県民の認知から始まり、知識不足は偏見・差別を生むことになる。 ・性同一性障害の課題が捉えられていない。 ・税金の投入は、人類をつなぐ人や若い世代に使うのが筋。 ・条例の制定は、他の施策より優先するほど急を要するものか。 ・国で考えるべき事業であり、税金の使い方、思想等の規制になるなどの理由から条例制定に反対。 ・性の多様性についての差別、偏見に由来する被害は現行法で対応可能であり、条例を制定する必要は感じられない。 ・多様な性のあり方を尊重するうえでLGBTといった4つの性を並列した表現を用いるべきではない。 ・性のあり方は「生物学的な性」や「性表現」など多様であり、「性的指向・性自認」という言葉は適切ではない。 ・多様な性の「あり方」を尊重するという表現の方が適切。 ・外来語は解説があっても極力使用せず、誰もが理解しやすい平易な文章にしていただきたい。 ・寄せられた相談に対する問題解決の支援として、助言、指導及びあつせん、人権侵害の是正の要請等、可能な苦情処理機能の設置をお願いしたい。 ・影響力のあるメディアでの扱いについて盛り込んでもらいたい。 	<p>県の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々がいます。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に限らず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができよう取り組んでいきます。県としては誰もが参画・活躍できる社会をめざし、共通の課題認識を持って社会全体で取り組むために、条例を制定することは意義があると考えています。 ・性同一性障害のケースも想定し記述します。 ・条例全体を通して、個人(人権)は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し、全体を修正しています。あわせて、名称の仮称も修正しています。 ・条例上の表現においては、当事者の方を分類をする言葉は極力使用しません。また、外来語は極力使用しないか、使用する場合は補足説明をするなど、平易な文章となるよう努めます。 ・県の相談窓口を設置し、必要に応じて情報提供や他の機関(法律関係、労働関係、医療関係)を紹介するなど、丁寧な相談や救済等につながるような対応をしていくとともに、事例を蓄積し、施策に反映させていただきます。 ・啓発等にあたり、ご意見を参考とさせていただきます。

項目	件数	主なご意見の概要	県の考え方
パートナーシップ制度について	226	<p>(導入してほしい)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な家族のあり方を認め合うことが大切である。 ・好きな人と共に生活できる、誰にとっても住みやすい社会につながる。 ・様々なことで婚姻関係が結ばない方がいるので、(事実婚も含め)導入が必要。 ・全国で増えつつある。いち早く導入してほしい。 ・子どもたちのためにも安心して暮らせるまちなちとなるよう導入を願う。 ・制度があることで希望を持つ当事者(や若者)がおおり、救われる命がある。 ・カブプルとして唯一社会に認められる制度であり、誰も取り残したり、取りこぼさないよう条例を作っただけでいい。 ・当事者が安心して暮らせ、当事者の居場所や市民生活を守るためには制度が必要。 ・差別、偏見に苦しむことが軽減され、安心して社会生活を送れる助けになる。 ・導入済みの自治体と地域格差があってはならない。 ・今苦しんでいる人や子供たちが安心して自己肯定感が高まる。 ・導入しても利用人数が増えるまで時間がかかると、長い目で見てほしい。 ・将来を考える選択肢を増やし、多様な生き方が尊重される。 ・たとえ少数だとしても選択したい人を置き去りにすべきでない。 <p>(導入しなくてよい)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会の理解を進める方が先。 ・パートナーシップ制度がなくても特に困ることはない。むしろ、県民なら誰でも使える連帯制度などを作ってはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、議論しており、ご意見についても参考とさせていただきます。

項目	件数	主なご意見の概要	県の考え方
性自認の尊重に関すること	42	<ul style="list-style-type: none"> ・性自認の尊重については、身体的性別を優先してほしい。 ・性自認の尊重に反対。 ・性的指向（同性愛）の尊重と性自認の尊重が相反する場合がある。 ・公衆浴場、トイレなどは身体的性別で区切り、女性や子供の安全の確保が必要。性自認の不当な利用は予防が必要。 ・医療やスポーツは身体的区分で実施が必要。 ・海外事例も踏まえ、慎重に議論すべきである。 ・個室トイレ、個室更衣室、個室シャワールの増設が望ましい。 ・ホルモン治療への支援等をしてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例上の表現として、個人（人権）の「尊重」、性的指向及び性自認は「認め合う」と整理しています。 ・基本理念の＜趣旨等＞において「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。 ・取組への意見については、今後の参考とさせていただきます。
条例の目的・めざす社会	43	<ul style="list-style-type: none"> ・国の動向に倣い、差別や偏見をなくすため「性的指向」と「性自認」の両方から取り組むことが大事。 ・性の多様性は人権に関わることでと分かるよう、「人権を守る」といった言葉を入れてほしい。 ・性の多様性についての「差別」の定義が明確でない。 ・「性的指向」「性自認」の定義は、ハラスメント規制法や他自治体の条例、学術会議による提言を踏まえ、これを維持すべき。 ・性自認について、「自己の性別についての認識をいう」では足りない。「性自認」の定義は難しいため、使用しないことを提案する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。 ・定義は端的かつ簡潔に表現していますが、条例の趣旨の理解が広がるよう、ご意見を参考にさせていただきます。

項目	件数	主なご意見の概要	県の考え方
基本理念 (施策のあり方, 共通認識)	75	<ul style="list-style-type: none"> ・中間案の基本理念「多様な生き方を選択できる」に沿ってほしい。 ・当事者を傷つける場合があり、アウティング禁止に賛成。(基本理念ではなく)禁止項目として明記を。 ・社会の理解が進んでいないのに禁止とすべきではない。 ・相談先があっても当人同士で起こることに行政が介入するのは限界がある。 ・いかなる場合も禁止すべき。正当な理由を限定列挙すべき。 ・カミングアウトを受けたものが抱えきれずにアウティングしてしまう。相談先の周知が必要。 ・性的指向・性自認に関するハラズメントを禁止事項に加えるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会全体の理解が広がり、共通認識となるよう条例の基本理念において、訓示的に明示いたします。 ・当事者の方だけでなく、相談したい方が相談できよう、県の相談窓口を設置し、周知を図るなど、相談しやすい体制整備を図ります。 ・ハラズメントやいじめ、他にも暴力行為などもあつてはならないものです。共通の課題認識として、訓示的に、不当な差別的取扱い、カミングアウト、本人の意に反した暴露（アウティング）を明示しております。 ・啓発等、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。
責務・基本計画	62	<ul style="list-style-type: none"> ・概念が変化した際には必要な見直しを行うことを記載されたい。 ・県の責務、市町の責務の「性の多様性に配慮する」という表現は、特別なことを要求するよう受け取れるので表現に工夫が必要。県の責務の具体的なところが分からない。 ・県民、事業者の責務を、努力義務から義務に改めてはどうか。 ・教育に関する部分で、性表現の記述がほしい。 ・教育に携わる者の責務は、教育全般を対象にしており有意義。 ・基本計画を策定する審議会委員に、労働者や当事者、この分野の学識経験者を加えること。財政上等の必要な措置について明記すべき。 ・基本計画の策定と実施状況の公表の記載は意義がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢等の変化などを踏まえ、条例の見直しを検討する案文を盛り込む方向で検討します。 ・各主体の責務や役割について、表現も含め整理します。 ・今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。

項目	件数	主なご意見の概要	県の考え方
基本的施策 (全体)		<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な施策が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的施策については、今後、三重県男女共同参画基本計画及び実施計画などに位置づけ、具体的な取組を行っていきます。
基本的施策 (啓発・広報、研修)		<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定後の啓発、広報は重要。 ・全ての学校での研修。 ・研修、教育内容の透明性確保が必要。 ・企業研修が必要。役員・従業員など対象を広く。 ・医療施設(医師、看護師)への研修等も進めてほしい。 ・研修講師の選定は、多面的に(当事者、弁護士、教育資格者、医療関係者等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例を機に、職場、学校、家庭、地域などで、性の多様性に対する理解を広げることが重要であり、取組にあたって、今後の参考とさせていただきます。
基本的施策 (教育)		<ul style="list-style-type: none"> ・教職員への研修、大人の研修をすべき。 ・幼少期の教育から浸透させてほしい。 ・研修、教育内容の透明性確保が必要。 ・専門知識ある方の指導のもと行うべき。多面的(弁護士、医療関係者、教育関係者)な話を聴くことが大事。 ・女性差別についての教育や性教育についてなされるべき。 ・当事者、当事者以外、誰もが尊重されるように。 ・必要な財政措置を講じることを明記してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育及び社会教育において、性的指向・性自認に関して人権教育を行います。 ・2016年4月文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について(教職員向け)」等も踏まえ、成長段階にある児童生徒に対する対応を適切に進めることが必要であると考えています。 ・取組への意見については、今後の参考とさせていただきます。
基本的施策 (相談対応等)	93	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における相談体制は重要(必要時のスクールカウンセラー等の配置、教職員の指導のための学習)。必要な財政措置を講じることを明記してほしい。 ・身近な市町の相談窓口等も記載すべき。 ・誰にも知られず、安心して相談ができる機会を設けるべき。 ・既に医療機関を受診している当事者のために、医療的なケアが受けやすくなる整備が必要。 ・当事者や関係者が集まって交流できる場が設けられることを期待する。 ・弁護士や医療機関等に相談しやすい環境整備を望む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。

項目	件数	主なご意見の概要	県の考え方
基本的施策 (社会生活及び 社会参加におけ る対応)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅等での多目的トイレの設置を進めてほしい。 ・ 学校での環境整備 (多目的トイレの設置、制服の見直し等) に取り組んでほしい。 ・ 知識理解と環境整備を並行して行うことが大切。 ・ 当事者の抱える困難に寄り添いながら、スピーディーな対応をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。
基本的施策 (事業者等への 支援)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県や市町、複数の事業者が目標を共有し、ともに活動するという考え方も必要ではないか。 ・ 中小企業は啓発手順等も手探りのため、研修、啓発が進むよう、県からのサポートがあるとありがたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の目的を共有し、県として市町との連携、事業者等との協働に努めていきます。 ・ 今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。